

社会福祉法人楽山会評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人楽山会評議員の報酬等及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 評議員が評議員会の招集に応じて出席したときは、別表のとおり報酬額を支給する。

2 評議員の退職慰労金の支給基準は、社会福祉法人楽山会役員等退職慰労金規程に定めるところによる。

(費用弁償)

第3条 評議員が職務のため市外に出張したときは、その順路により費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の支給方法は、社会福祉法人楽山会旅費規程の例による。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、社会福祉法人楽山会評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程（平成15年3月27日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和7年6月5日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名	報 酬 額
評議員	日額 13,000 円

社会福祉法人楽山会役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人楽山会（以下、「当法人」という。）役員の報酬等及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の定義)

第2条 この規程で役員とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事

(報酬等)

第3条 理事が理事会の招集に応じて出席したとき及び理事の職務に従事したとき並びに監事が理事会に出席したとき及び監事の職務に従事したときは、別表のとおり報酬額を支給する。ただし、当法人が運営する施設の長には、支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長及び常務理事には、評議員会が別に定める報酬等の支給基準に基づき、理事会で定めた額を支給する。
- 3 役員の退職慰労金の支給基準は、社会福祉法人楽山会役員等退職慰労金規程に定めるところによる。

(費用弁償)

第4条 役員が職務のため市外に出張したときは、その順路により費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の支給方法は、社会福祉法人楽山会旅費規程による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、社会福祉法人楽山会役員の報酬規程（平成14年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 5 日から施行する。

別表（第 3 条第 1 項関係）

職 名	報 酬 額
理 事	日額 13,000 円
監 事	日額 21,000 円

社会福祉法人楽山会役員の報酬等の総額及び支給基準

社会福祉法人楽山会定款第 21 条及び社会福祉法人楽山会役員の報酬等及び費用弁償に関する規程（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 3 条の規定に基づき、役員の報酬等の総額及び支給基準を次のとおり定める。

1 役員の報酬等の総額

(1) 各年度における役員の報酬総額（給与及び退職慰労金を含む。）

- ア 理事の報酬等の総額 1,200 万円以内
- イ 監事の報酬等の総額 60 万円以内

2 役員の報酬等の支給基準

(1) 理事

- ア 理事が理事会の招集に応じて出席したとき及び理事の職務に従事したときは、日額報酬として、13,000 円を支給する。ただし、理事長及び常務理事並びに当法人が運営する施設の長には、日額報酬を支給しない。
- イ 理事長及び常務理事には、法人本部非常勤職員給与を支給する。当該給与の総額及び支給基準は、次により定める。

各年度における理事長及び常務理事の給与の合計額が 600 万円を超えない範囲内で、各職の職責及び各人の月の基準勤務日数に応じ、月額基本給及び賞与の支給基準額を理事会において決定するものとする。

(2) 監事

- 幹事が理事会に出席したとき及び監事の職務に従事したときは、21,000 円を支給する。

(3) 役員の退職慰労金の支給基準

社会福祉法人楽山会役員等退職慰労金規程に定めるところによる。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 7 年 6 月 5 日から適用する。